

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正案についての意見・情報の募集について

平成31年4月22日
農林水産省消費・安全局

この度、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

現在、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条、第3条及び第7条の規定に基づき、飼料添加物の指定の取消しとこれに係る基準及び規格並びに特定飼料等の種類の廃止について検討しているところです。

つきましては、これらの改正案について、意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全基準班飼料添加物係

(3) F A X の 場 合

以下担当まで送付してください。

F A X 番 号 : 03-3502-8275

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全基準班飼料添加物係

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

平成31年4月22日～平成31年5月21日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

「改正案の概要」及び「農業資材審議会配布資料等」